

# 贈与税

贈与税は、個人が個人から財産をもらった場合に、その財産をもらった人に対して課税されます。この他に、著しく低い価額で財産を譲り受けたときや、債務を免除してもらったときなども贈与税の対象となります。なお、1年間に贈与を受けた合計額が110万円（贈与税の基礎控除額）以下のときは課税されません。

\*\*\*\*\*

## 贈与税の計算方法

贈与税額は、1月1日から12月31日までの1年間に個人から贈与を受けた財産について、次のとおり計算します。

$$\underbrace{\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税} \\ \hline \text{価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline \text{(110万円)} \\ \hline \end{array} \right)}_{(A)} \times \underbrace{\begin{array}{|c|} \hline \text{※} \\ \hline \text{税率} \\ \hline \end{array}}_{(B)} - \underbrace{\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array}}_{(C)} = \begin{array}{|c|} \hline \text{贈与} \\ \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

### (1) 課税価格

贈与税の課税価格は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の価額の合計額になります。なお、取得した財産の価額については、39ページのQ & Aをご参照ください。

### (2) 贈与税の非課税財産

贈与税は、贈与により取得したすべての財産に対して課税することを原則としていますが、財産の性質や社会政策上の問題、国民感情等を考慮して、次ページの①～④のように非課税となる財産もあります。

### ※贈与税の税率

(A)基礎控除後の課税価格		平成26年12月31日までの贈与		平成27年1月1日以後の贈与			
				一般		20歳以上の者への直系尊属からの贈与	
超	以下	(B)税率	(C)控除額	(B)税率	(C)控除額	(B)税率	(C)控除額
2,000千円以下		10%	0千円	10%	0千円	10%	0千円
2,000千円	3,000千円	15%	100千円	15%	100千円	15%	100千円
3,000千円	4,000千円	20%	250千円	20%	250千円		
4,000千円	6,000千円	30%	650千円	30%	650千円	20%	300千円
6,000千円	10,000千円	40%	1,250千円	40%	1,250千円	30%	900千円
10,000千円	15,000千円	50%	2,250千円	45%	1,750千円	40%	1,900千円
15,000千円	30,000千円			50%	2,500千円	45%	2,650千円
30,000千円	45,000千円			55%	4,000千円	50%	4,150千円
45,000千円超						55%	6,400千円

(注) 税額の求め方 = A × B - C

<b>① 法人からの贈与により取得した財産</b>
法人からの贈与により取得した財産は、一時所得あるいは給与所得として所得税・住民税が課税されます。
<b>② 扶養義務者相互間における生活費<sup>(注1)</sup>または教育費<sup>(注2)</sup>にあてるために贈与により取得した財産</b>
生活費または教育費にあてるためのものとして贈与税の課税価格に算入されない財産は、生活費または教育費として必要なつど直接これらの用にあてるために贈与により取得した財産をいいます。したがって生活費または教育費にあてるためのものとして取得した財産でも、貯金してしまったり、あるいは、あらかじめまとめてもらってしまったりすると、贈与税の課税の対象となる場合があります。 (注1) 一定の要件に該当する結婚・子育て資金の一括贈与については、平成27年4月1日～令和3年3月31日までの贈与に非課税措置が適用されます。 (注2) 平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に拠出される一定の要件を満たす教育資金の一括贈与については、非課税となる特例があります。
<b>③ 相続の開始があった年における被相続人からの贈与</b>
相続の開始があった年に被相続人から贈与により取得した財産については、贈与税は課税されず相続税が課税されます。
<b>④ 社会通念上、妥当と認められる個人から受ける香典等</b>
個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物または見舞などのための金品等社交上の必要によるもので、贈与者と受贈者との関係に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税は課税されません。

\*\*\*\*\*

## ■ 贈与税の申告と納税

贈与税は申告納税制度をとっています。したがって、その年の1月1日～12月31日の間に贈与により取得した財産の価額を合計した額が110万円を超えた場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日～3月15日(贈与税の申告は所得税の確定申告より15日早く始まります)までに住所地の所轄税務署に申告し、贈与税を納付しなければなりません。また次の特例の適用を受ける場合も申告が必要です。

### ① 贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上になる配偶者間で居住用不動産等を贈与した場合に、2,000万円までが無税になる制度です。

### ② 相続時精算課税制度

この制度は、60歳以上(住宅購入資金贈与の場合には60歳未満の親からの贈与についても適用されます)の親から20歳以上(令和4年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上)の推定相続人および孫などに贈与が行われたときに、贈与額が累積で2,500万円の非課税枠を超えた場合に超える部分について20%の贈与税を納税し、最終的に相続時に、贈与を受けた財産と相続財産を合算して相続税で精算する制度です。

(注) ①②の特例の内容については、第7章「住宅をめぐる税務上の特例」をご参照ください。

## 一口メモ 特殊な贈与

### ■ 定期贈与

毎月10万円ずつを贈与するというように、定期の給付を目的とする契約をいいます。

### ■ 負担付贈与

たとえば、土地を贈与すると同時に、土地購入のための借入金の一部を負担させるというように、財産の受贈者に一定の義務を課する契約をいいます。なお、この場合、贈与者に譲渡所得の課税が行われ、また、土地の時価が借入金の価額を上回る場合には、当該差額に対して受贈者に贈与税が課税されます。

### ■ 死因贈与

贈与者の死亡により、贈与の効力を生ずる契約をいいます。ただし、この死因贈与については、遺贈に関する規定が準用されますので、贈与税の課税対象から除外され、相続税が課税されることとなります(40ページ「一口メモ」参照)。

### ■ 混合贈与

たとえば時価1,000万円の財産を500万円で譲渡し、時価との差額は贈与するというように、当事者が有償契約を締結すると同時に、その客観的な対価を不均衡にして一方の相手方に利益を得させる契約をいいます。

\*\*\*\*\*

## 贈与税の延納

贈与税についても他の税金と同様に、金銭で一時に納付することが原則です。ただし、金銭で一時に納付することが困難である場合には、一定の要件のもとに年賦による延納が認められています。

### ■延納の要件

次の要件のいずれにも該当している場合には、金銭で一時に納付することを困難とする金額を限度として、5年以内の年賦による延納が認められ

ます。なお、延納が認められた場合には、49ページの「利子税率の特例」で計算した利子税を併せて納付することになります。

- ① 申告による納付税額または更正・決定による追徴税額が10万円を超えていること
- ② 金銭で一時に納付することを困難とする理由があること
- ③ 担保を提供すること（延納税額が50万円未満<sup>(注)</sup>で延納期間3年以内のものは除きます）
- ④ 贈与税の納期限または納付すべき日までに所定の延納申請書を提出すること

(注) 平成27年4月1日以降に提出する延納申請書により延納の許可を受ける場合は100万円以下となります。



私は息子に土地を贈与しようと思っております。贈与税はどうなるのでしょうか。

個人が個人に対して資産を贈与したときには、贈与税が課税されます。この場合、贈与税の課税価格に算入する金額は原則として贈与した資産の時価となります。したがって、贈与を受けた資産が現金であれば贈与を受けた金額そのものになりますが、贈与を受けた資産が土地、建物、株券等については、時価の解釈がいろいろと考えられることから、相続税評価額で評価した価額とされています。

今回のご質問者のケースでは贈与される資産が土地ですので、その土地について路線価方式または倍率方式により計算した価額が息子さんの贈与税の課税価格になります。なお、具体的な評価方法は次の相続税の章を参照してください。

### 計算例

〔設例〕 Dさんは平成31年4月1日に25歳の娘さんに次の財産を贈与しました。なお、相続時精算課税は選択していません。贈与税はどうなりますか。

贈与財産	現金	1,000万円
	土地	3,000万円（相続税評価額）

〈娘さんにかかる贈与税〉

$$\frac{\text{土地の評価額}}{\text{現金}} \times \text{基礎控除} \times \text{税率} - \text{控除額} \\ \{(3,000万円 + 1,000万円) - 110万円\} \times 50\% - 415万円 = \underline{1,530万円} \dots \text{贈与税}$$